

2004年4月24日

2004年・首長交際費に関する県下自治体調査結果

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司

同 生田典子

同 小沢弘子

同 赤倉昭男

1 調査の経緯

2002年12月の第1回調査結果報告、2003年4月の第2回調査結果報告に続いて第3回目の首長交際費に関する県下自治体調査の報告を取りまとめた。請求文書、請求日等については別紙「かながわ市民オンブズマン首長交際費情報公開度調査 結果その(1)」に記載したとおりである。

首長交際費は、全国市民オンブズマン連絡会議による毎年の全国情報公開度ランキングの項目の一つにもされ、自治体の透明度の指標とされてきた。

その一方で、大阪府知事の交際費についての最高裁判決(平成6年1月27日)は、「相手方の氏名等が外部に公表されることがもともと予定されているものを除き、相手方が識別されるものは原則として非公開」という基準を示し相手方の情報を広く非公開とする姿勢を示している。しかし、全国の自治体の公開状況はより進んでいることから、神奈川県下自治体の公開度を調査し、あるべき公開水準の実現を果たし、事実によって最高裁判決の不当性を明らかにしたいということが私たちの調査の一つの動機であった。

そして、第1回調査の結果発表の際、私たちは次のような提言を行った。

首長交際費の支出は最小限にとどめるべきであり、支出する以上、ホームページ等

により全面公開すべきである。

病気見舞金は首長交際費から支出すべきではない。

香典、供花等弔事についての支出もしないことが望ましい。

首長交際費だけでなく、助役の交際費、各部局の同様の支出についても全面公開すべきである。

昨年の第2回調査結果報告では、2つの自治体（逗子市、横浜市）を優良と評価した反面、7つの自治体を不合格とした。不合格とされた自治体からは苦言もいただいたが、私たちは、むしろ全体として公開度が高まりつつあると感じ、さらなる努力を期待したのである。

今回の調査では、前回「不合格」となった自治体がその後どうなったかを中心として、各自治体のこの間の透明度向上のための改善努力を評価し、あわせて交際費の支出自体の見直しへの努力を把握したいと考えた。交際費のあり方は多様であり単純に比較できないことも事実だが、それでも各自治体の透明度の指標であり、かつ、税金の使い振りの指標としての意義を持つことは否定できない。

結果は次項以下に述べるが、次の点だけはここで述べておきたい。最高裁は、最近の判決でも支出の相手方を原則として非公開とするの方針を維持している（千葉県知事交際費に関する平成15年10月28日判決、大阪市の食糧費に関する平成15年11月11日判決）。しかし、こうした支出の相手方の氏名等を非公開とする考え方は、少なくとも、神奈川県下の自治体の実務では過去のものとなっているということである。公費による「交際」の内容すら隠した状態で住民との信頼関係を築くことなど不可能である、という当然の認識が定着しつつある、といえよう。

この報告でも、いっそうの改善を求めて苦言も呈するが、まず、県下各自治体の担当者の方々には、毎回調査にご協力いただいていることと、あわせてこの間の透明度向上及び交際費の見直しへの努力に敬意を表したい。

2 公開度の評価

(1) 前回不合格自治体の改善度

今回の調査では、公開度の点について、前回不合格と評価した自治体の改善度を検証することが大きな課題であった。

前回不合格とした自治体は、座間市、横須賀市、秦野市、松田町、湯河原町、城山町、神奈川県、の7つであった。(なお、不合格の基準は「公務員である支出の相手方の個人名を非公開にする」かによった。)

別紙「結果その(1)」のとおり、これらの自治体は今回の調査では、「×」すなわち、細部の問題はあるものの、いずれも公開度を拡大し、「合格」レベルに達した。

(2) 個別の評価

注目される自治体を個別に挙げる。

横須賀市

前回の評価では広く職員や行政関係者を非公開としていたことから不合格としたが、今回の調査では、香典については相手方住所のうち地番等の部分のみを非公開とする(それも新聞等で公開されている場合には公開する)、見舞いについては相手方氏名・住所・肩書は非公開だがこれも新聞等で報道されている場合は公開するという。これら以外については相手方情報は全面公開となる。

後述するホームページの改善もあわせ、横須賀市は透明度を大きく向上させたと評価できる。

神奈川県

神奈川県は、前は不合格と評価したが、松沢新知事が交際費の相手方全面公開の方針を打ち出したために合格レベルに達した。

しかし、神奈川県の情報公開が全体として前向きになったといえるかは疑問である。今回の市民オンブズマン全国連絡会議の全国情報公開度ランキングでは、神奈川県は総合順位で32位と前年より大きく順位を落とした。かつてわが国の情報公開制度推進のパイオニアであった神奈川県が、当時の気概を喪失して久しいことは、県民として大変残念である。新知事の下で、再

び情報公開の先進県と呼ばれるよう抜本的な改善を望みたい。

横浜市

横浜市については、昨年、「支出の相手方については全面公開にふみきり、香典、見舞は原則として支出しないこととした。横浜市の情報公開一般のあり方についてはまだまだ問題があるが、交際費については、昨年の不合格から短期間で大きく前進した点を評価」して、「優良」のランクに位置付けた。

しかし、その後よこはま市民オンブズマンの調査により、重大な事実が明らかになった。すなわち、上記の公開は市長自身の交際費のみについての基準であり、副市長（助役）や18区の区長の交際費等については従前どおり相手方は非公開とするというのである。しかも、他の自治体では首長交際費から支出されている項目が副市長や区長の交際費から支出されていることも判明した。これでは横浜市の透明度は優良どころか、不合格レベルである。しかし、よこはま市民オンブズマンからの強い要請を受けて、横浜市は2003年10月以降、これらすべての交際費について、相手方公開の方針を採用するところとなった。そこで、今回の調査対象期間（2003年8月から10月）の中では相手方が非公開のものと公開になっているものが混在している。これを合格と呼んでよいか疑問もあるが、とにかくにも全体としての透明度アップを実現したことからあえて不合格とはしないでおく。

山北町

実は、公開非公開の範囲だけでは透明度は計れない。記載内容そのものが貧弱であれば全部公開したとしても透明性が高いとはいえないからである。この観点から問題のある自治体は少なくなく、次回以降は記載内容をチェックポイントに加えたい。今年の調査では、特に際立っていた山北町を指摘するにとどめる。山北町の支出項目の記載はきわめて簡略で個人名を徹底的に排除しており、香料・弔慰金を支出するにも「誰の葬式か」すらわからない内容になっている。実質的な透明度をあげるための改善を求めたい。

3 交際費の支出内容について

(1) 支出内容見直しの状況

今年の調査では、交際費の公開度のみならず、支出内容についても分析を試みた（別紙「結果その（１）」参照）。しかし、交際費の支出内容の比較は、対象として3ヶ月間の比較では不十分である上、自治体の規模、支出名目の違いもあり、比較しての評価を適正にすることは困難であった。

そこで、支出の見直しをしているか、という観点からのまとめのみしておきたい（別紙「結果その（２）」参照）。

今回の調査では、支出規準・支出内容の見直しについて、前回請求の2002年11月以降見直しをしたかと、現時点で見直しをしたかを尋ねている。これに対する回答の内容はさまざまであり、表現も一様でなく、分類評価は困難であるので、もっとも問題意識が欠如していると思われるグループ、つまり「2002年11月（あるいはそれに近い時期）以降見直しをしておらず、現在も検討していない」自治体名をあげて取り組みを促したい。下記の5自治体である。いずれも小規模なところではあるが、交際費の支出件数は決して少なくない。

2002年11月以降交際費の支出基準・内容の見直しをしておらず、現在も検討していない自治体

葉山町、松田町、城山町、津久井町、相模湖町

なお、調査の中で交際費の範囲について、自治体全体としての支出か、その中の首長交際費のみを別立てにしているかを質問した。これは、上記の横浜市のように、市長交際費だけでは交際費の全貌がわからないことがあり、交際費全体の支出を抑制するためには、逗子市に見られるように、自治体全体の交際費を一本化することが望ましいと考えられたからである。ただ、回答趣旨が明確でないものが多いため、これについて分類して評価することは今回はしない。

(2) 特徴的な自治体

プラス面マイナス面それぞれで目立っているところをあげる。

逗子市

昨年の調査の際、市長部局全体の交際費を全廃することを既に決めていたが、今年の4月までには、消防庁、監査委員、選挙管理委員会など独立機関のものも全廃するに至っている。過去に支出した分については全面公開している。

座間市

交際費の支出件数や金額は、自治体の規模等により異なるし時期によるむらもあるから、単純に比較できないと考え評価の対象にしなかった。それでも、座間市の支出は際立っていたのであえて指摘する。3ヶ月間で125件の支出は県下全自治体の中で群を抜いて多く、座間市の規模を考えれば異常と言わざるを得ない。支出基準の見直しが必要ではないか。

4 請求、公開にかかる制度及び運用の比較

この調査は、大部分の自治体については、オンブズマン事務局から公開請求、任意的公開申出、あるいは依頼の形で行った。その際、請求権者の範囲、コピー代などの違いが気にかかったので、これについての県下各地の実情を比較した。(別紙「結果その(3)」参照)

(1) 請求権者

すべての自治体でなんらかの形で公開に応じてくれたが、条例上の請求権者として正規に請求できるかは自治体により異なる。情報公開法が何人にも請求する権利を認めたことから、「何人型」の条例が多数派になっているが、現在でも請求者を制限しているところがある。制限する規定にも、大きく分けて二つのタイプがある。実質的には請求できないことは少ないが、国の法律も何人型となっている現時点であえて請求権者を限定する意味は乏しく、このような調査をするときには不便である。早急に何人型に改正すべきである。

請求権者を制限する自治体

型（在住・在勤・在学・納税義務・利害関係者を請求者とする）

平塚市、三浦市、伊勢原市、座間市、葉山町、大磯町、二宮町、大井町、山北町、開成町、湯河原町

型（型に加えて、「公文書の公開を必要とする理由を明示するもの」も含む）

神奈川県、相模原市、海老名市、相模湖町

（２）コピー代

コピー代の単価は大部分のところでは１枚１０円であるが、２０円、３０円かかるところもある。枚数が多くなるとこの違いは大きい。早急に１０円にしていきたい。

コピー代が高額な自治体

２０円 秦野市、箱根町、相模湖町 / ３０円 伊勢原市

（３）閲覧手数料

今でも唯一閲覧手数料を取っているのが秦野市である。もっとも、市民等市にかかわりのある者の請求は無料であり、実際上閲覧手数料を取られるケースは少ないかもしれない。それでも、いまだきこのような規定を残しておくこと自体問題である。

閲覧手数料を取る規定のある自治体

秦野市

（４）請求用紙をインターネットでダウンロードできるか

これができると請求はさらに容易になる。今では次のところでこれが可能になっている。

請求用紙をインターネットでダウンロードできる自治体

神奈川県、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、綾瀬市、湯河原市

さらに、川崎市と相模原市では、メールによる公開請求が可能ということである。

（５）ホームページによる交際費の公開

自治体のホームページに首長交際費の内容を載せて、誰でも容易に見られるようにし

ている自治体も増えた。

ホームページで首長交際費を公開している自治体

横浜市、逗子市、大和市、茅ヶ崎市、横須賀市、箱根町、真鶴町

川崎市、平塚市、開成町

前回調査の際、すでに実施していたのは上段の7自治体で、今回新たに加わったのが下段の3自治体である。他に検討中のところは多い。

横須賀市のホームページについて前回の報告では概括的な数値しか載せていないことについて厳しい評価をしたが、この間大幅な改善がされ、支出の明細までわかるようになったことは、当然のことではあるが、評価しておきたい。

以上